



# 埼玉県報

第2168号

平成22年3月23日

火曜日

## 目次

### 規則

- [知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県都市緑地保全法施行細則の一部を改正する規則\(みどり再生課\)](#)
- [首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部を改正する規則\(みどり再生課\)](#)

### 訓令

- [埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令\(監査第一課\)](#)
- [埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令\(監査第一課\)](#)

### 管理規程

- [埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

### 告示

- [平成二十年埼玉県告示第四百九十一号の一部を改正する告示\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [圏央道幸手 I C \(仮称\) 東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価公聴会の開催\(環境政策課\)](#)
- [昭和六十一年埼玉県告示第五百四十五号\(浄化槽法に基づく指定検査機関の指定\)の一部改](#)

[正\(水環境課\)](#)

- [昭和六十二年埼玉県告示第千五百七十一号\(浄化槽法に基づく指定検査機関の指定\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業三島地区\(中山間地域総合整備事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [新座市野火止上北土地区画整理組合の解散\(市街地整備課\)](#)
- [所沢都市計画事業第二上新井特定土地区画整理事業の換地処分の変更\(市街地整備課\)](#)
- [富士見都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [越谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [権現堂公園指定管理者の名称及び所在地の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道和光志木線の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道和光志木線の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道川越新座線\(志木市幸町1丁目\)の区域の変更について\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道川越新座線\(志木市幸町1丁目\)の供用開始について\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道志木停車場線\(志木市本町5丁目\)の区域変更について\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道志木停車場線\(志木市本町5丁目\)の供用開始について\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道保谷志木線\(志木市本町1丁目\)の供用開始について\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の道路区域の変更について\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用開始について\(東松山県土整備事務所\)](#)

- [県道花園本庄線の供用の開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [個人演説会等施設の指定取消\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(監査第一課\)](#)
- [埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示\(監査第一課\)](#)

## 規 則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十七号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

別表埼玉県立大学編入学試験（看護学科、社会福祉学科及び健康開発学科）の項から埼玉県立大学大学院入学者選抜の項までを削る。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県都市緑地保全法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県都市緑地保全法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県都市緑地保全法施行細則（昭和四十九年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市緑地法施行細則

第一条を次のように改める。

（緑地保全地域等における行為の届出等）

第一条 次の各号に掲げる届出等は、それぞれ当該各号に定める様式の書類を知事に提出して行うものとする。

- 一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出 様式第一号
  - 二 法第八条第七項後段の規定による通知 様式第二号
  - 三 法第十四条第一項の規定による許可の申請 様式第三号
  - 四 法第十四条第四項の規定による通知 様式第四号
  - 五 法第十四条第五項の規定による届出 様式第五号
  - 六 法第十四条第六項の規定による届出 様式第六号
  - 七 法第十四条第八項後段の規定による協議 様式第七号
- 第二条の見出しを「（届出書等の添付図書）」に改め、同条中「前条に規定する許可申請書、通知書、届出書及び協議書」を「前条各号に掲げる届出等」に、「様式第六号」を「様式第八号」に改める。
- 第四条を削る。

第三条中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に、「様式第七号の緑地保全地区内行為許可標識」を「様式第十号の許可標識」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（身分証明書の様式）

第三条 法第九条第三項（法第十五条において準用する場合を含む。）及び第十一

条第三項（法第十九条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。

第五条中「第八条第一項」を「第十七条第一項」に、「様式第九号」を「様式第十一号」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第六条の見出しを「（届出書等の提出部数）」に改め、同条中「許可申請書、通知書、届出書及び協議書並びにこれらの」を「届出等の書類及びその」に改める。

様式第九号中「都市緑地保全法第8条第1項」を「都市緑地法第17条第1項」に、「緑地保全地区名」を「特別緑地保全地区名」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第八号を削る。

様式第七号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に、「緑地保全地区内行為許可標識」を「特別緑地保全地区内行為許可標識」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第六号（四）を様式第八号（四）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

表

第 号
身 分 証 明 書
<p>次の者は、都市緑地法第9条第2項（同法第15条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等及び同法第11条第2項（同法第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限を有するものであることを証明する。</p>
<p>所属課所</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日      年    月    日生</p> <p>有効期間      年    月    日から      年    月    日まで</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p>
埼玉県知事 <span style="float: right;">印</span>

9 cm

裏

都市緑地法（抜粋）  
 （原状回復命令等）

第9条  
 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。  
 （報告及び立入検査等）

第11条  
 2 都道府県知事は、第8条及び第9条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第8条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
 （原状回復命令等についての準用）

第15条 第9条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。  
 （報告及び立入検査等についての準用）

第19条 第11条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第1項中「第8条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは「第14条第1項の規定による許可を受けた」と、同条第2項中「第8条及び第9条」とあるのは「第14条の規定及び第15条において準用する第9条」と、「第8条第1項各号」とあるのは「第14条第1項各号」と読み替えるものとする。

様次第七号（三）を様次第八号（三）と、様次第七号（二）を様次第八号（二）と、様次第七号（一）を様次第八号（一）とす。

「都市緑地保全法第 5 条第 8 項」を「都市緑地法第 1 4 条第 8 項後段」と改め、同様を様次第十号とす。

「緑地保全地区内非常災害応急措置届出書」を「特別緑地保全地区内非常災害応急措置届出書」と、「都市緑地保全法第 5 条第 6 項」を「都市緑地法第 1 4 条第 6 項」と、「緑地保全地区名」を「特別緑地保全地区名」と改め、同様を様次第十一号とす。

「緑地保全地区内行為着手届出書」を「特別緑地保全地区内行為着手届出書」と、「都市緑地保全法第 5 条第 5 項」を「都市緑地法第 1 4 条第 5 項」と、「緑地保全地区名」を「特別緑地保全地区名」と改め、同様を様次第十二号とす。

「緑地保全地区内行為通知書」を「特別緑地保全地区内行為通知書」と、「都市緑地保全法第 5 条第 4 項」を「都市緑地法第 1 4 条第 4 項」と改め、同様を様次第十三号とす。

「緑地保全地区内行為許可申請書」を「特別緑地保全地区内行為許可申請書」と、「都市緑地保全法第 5 条第 1 項」を「都市緑地法第 1 4 条第 1 項」と、「緑地保全地区内の」と「特別緑地保全地区内の」と改め、同様を様次第十四号と、同様の前二次の二様式を加える。



様式第1号(第1条関係)

緑地保全地域内行為届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電 話( )

都市緑地法第8条第1項の規定により、緑地保全地域内の行為について、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			
2 行為の目的及び理由			5 行為地の状況	
3 行為地の所在				
4 行為地の地目	(1)田 (2)畑 (3)宅地 (4)山林 (5)原野 (6)その他( )		6 行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
設 計 者	住 所			氏 名
工 事 施 行 者	住所又は主たる事務所		氏名又は名称及び代表	電話( )
受付欄	摘要			

- 注 1 1及び4については、該当事項に 印を付けること。  
 2 3については、行為地が広域にわたる場合は、「 地内」又は「 地の一部」と記入してもよいこと。  
 3 5については、傾斜地、平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。  
 4 印欄には、記載しないこと。

緑地保全地域内行為通知書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者 氏 名

印

電 話 ( )

都市緑地法第8条第7項後段の規定により、次のとおり関係図書を添えて通知します。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源 <sup>たい</sup> の堆積				
2 行為の目的及び理由			5 行為地の状況		
3 行為地の所在					
4 行為地の地目	(1)田 (2)畑 (3)宅地 (4)山林 (5)原野 (6)その他( )		6 行為の期間	着手予定 年 月 日	
				完了予定 年 月 日	
設 計 者	住 所		氏 名	電話( )	
工 事 施 行 者	住所又は主たる事務所		氏名又は名称及び代表	電話( )	
受付欄	摘要				

- 注 1 1及び4については、該当事項に 印を付けること。
- 2 3については、行為地が広域にわたる場合は、「 地内」又は「 地の一部」と記入してもよいこと。
- 3 5については、傾斜地、平坦<sup>たん</sup>地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 4 印欄には、記載しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第十九号

首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部を改正する規則

首都圏近郊緑地保全法施行細則（昭和四十六年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

様式第一号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第二号中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年埼玉県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「及び」を「、」に改め、「病院事業会計」の下に「及び流域下水道事業会計」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県監査委員

訓令第一号

埼玉県代表監査委員

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

埼玉県代表監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼 玉 県 監

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年

埼 玉 県 代 表 監

査委員

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

査委員

別表第二課長共通専決事項の欄12中「休日の代休日」の下に「及び時間外勤務代  
休時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二十五号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から施行する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号中「第五条」を「第六条」に改め、同号の表中「、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町」を削り、「同郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷺宮町、同郡杉戸町」を「北葛飾郡杉戸町」に改める。



## 告 示

埼玉県告示第四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティケアクラブ埼玉

三 代表者の氏名

有浦 正子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区別所五丁目一番一―号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者や生活支援を必要とする人々に対して、市民参加型の介護や生活支援のための、たすけあいワーカーズや福祉グループの創出とサポートを行うと共に、介護保険事業など公的な社会保障制度にも取り組み、これに関する事業並びに調査研究、および公共政策の提案を行うことにより、地域全体で支え合える重層的な助け合いによる地域福祉の社会システムを構築し、市民自治による地域コミュニティの再生と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第四百二十七号

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価について、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

平成二十二年四月十一日（日）

午前十時から正午及び午後一時から午後三時

幸手市中央公民館

## 三 計画策定者の氏名及び住所

幸手市長 町田 英夫

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

## 四 意見を聴こうとする事項

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価報告書  
についての環境の保全と創造の見地からの意見

# 告示

## 埼玉県告示第四百二十八号

昭和六十一年埼玉県告示第五百四十五号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定について）で公示した左の指定検査機関について、当該指定検査機関の所在地等を次のとおり変更した。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定検査機関

社団法人 埼玉県環境検査研究協会

### 二 変更事項

#### イ 指定検査機関の所在地及び代表者の氏名

変更後	変更前
埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地十一 会長 坂口 譲	埼玉県蕨市中央三丁目五番一号 会長 綾部 徳

#### ロ 指定検査機関が検査業務を行う地域

変更後	変更前
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、ふじみ野市 北足立郡 入間郡 比企郡 秩父郡のうち東秩父村 南埼玉郡 北葛飾郡	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市 北足立郡 入間郡 比企郡 秩父郡のうち東秩父村 北埼玉郡（南河原村を除く。） 南埼玉郡

三 変更年月日

平成二十二年三月二十三日

北葛飾郡

# 告示

埼玉県告示第四百二十九号

昭和六十二年埼玉県告示第千五百七十一号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定について）で公示した左の指定検査機関について、当該指定検査機関の所在地等を次のとおり変更した。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 指定検査機関

社団法人 埼玉県浄化槽協会

二 変更事項

イ 指定検査機関の所在地及び代表者の氏名

変更後	変更前
埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目二番四号 理事長 日野 邦英	埼玉県浦和市高砂四丁目二番四号 理事長 石塚 清

ロ 指定検査機関が検査業務を行う地域

変更後	変更前
熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、羽生市、深谷市 秩父郡（東秩父村を除く。） 児玉郡 大里郡	熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、羽生市、深谷市 秩父郡（東秩父村を除く。） 児玉郡 大里郡 北埼玉郡のうち南河原村

三 変更年月日

平成二十二年三月二十三日

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定する区域

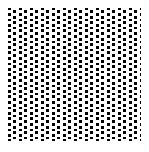
別図のとおり（八潮市大字二丁目字下一〇八八番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

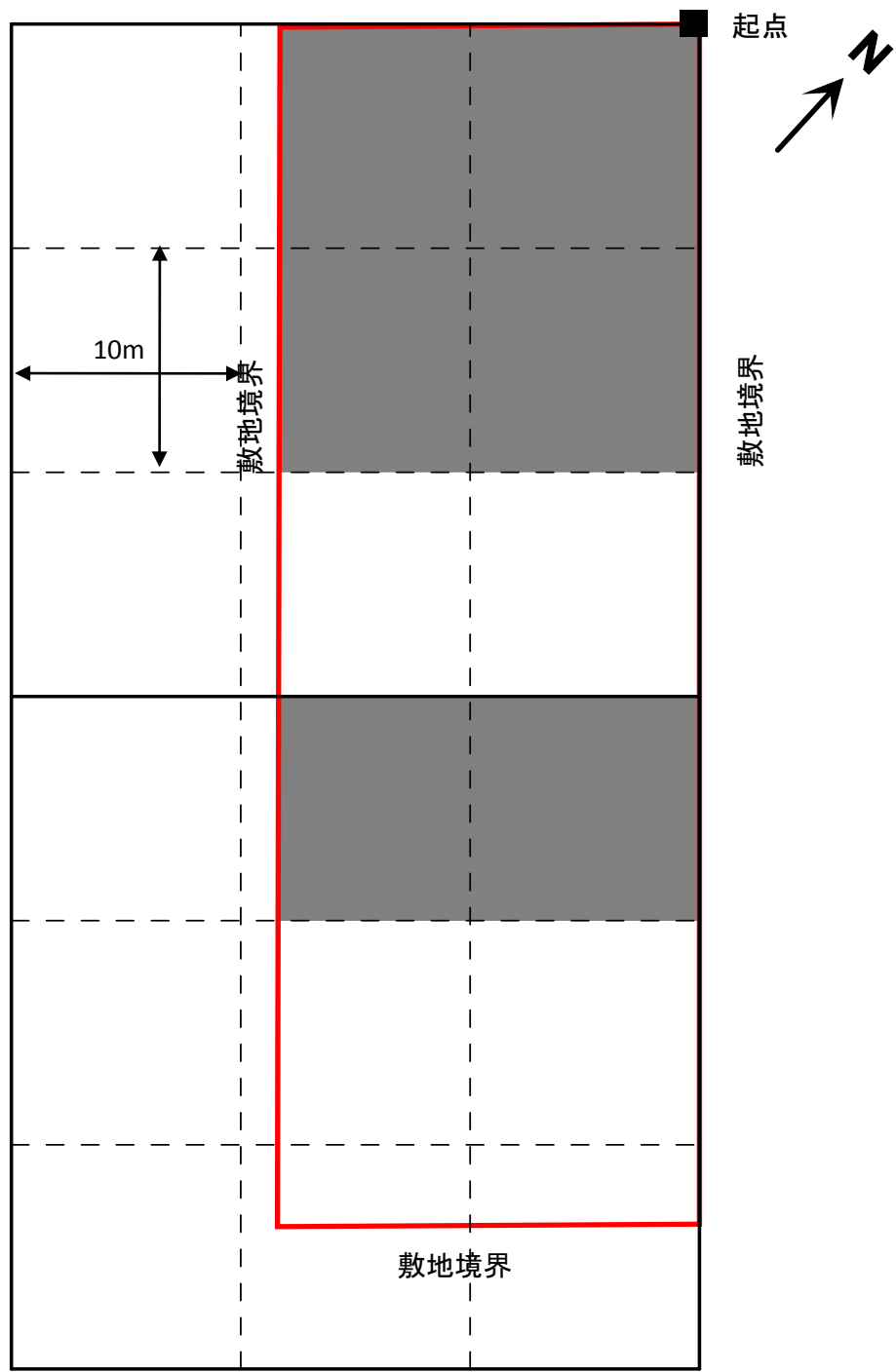
一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

〈起点〉  
起点は、八潮市大字二丁目字下1088番1の最北端とする。

〈格子の回転角度〉  
41°  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



指定区域



## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司


#### 一 指定する区域

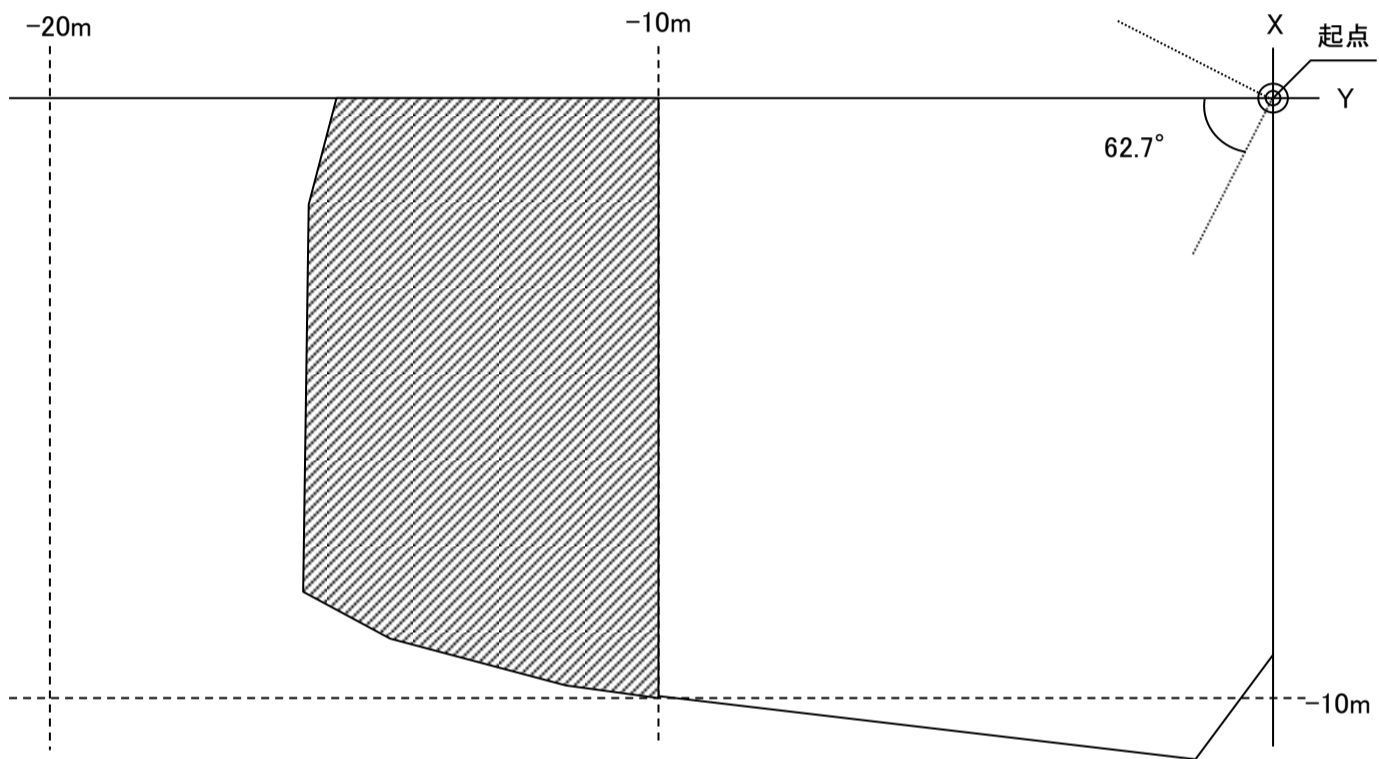
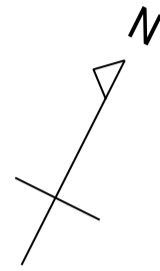
別図のとおり（朝霞市膝折町四丁目一八四八番九の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ほう素及びその化合物



 指定区域



〈起点〉  
起点は、朝霞市膝折町四丁目1848番9の最北端とする。

〈格子の回転角度〉  
62.7°  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定する区域

別図のとおり（入間郡三芳町大字上富字中西一一七五番一の一部、一二〇三番

二の一部及び一二〇七番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

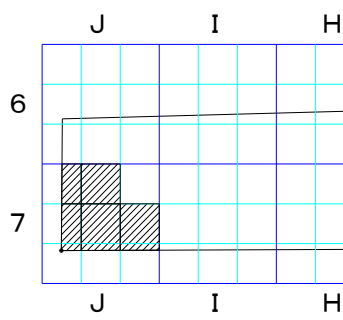
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

〈起点〉

起点は、入間郡三芳町大字上富字中西1221番3の最北端とする。



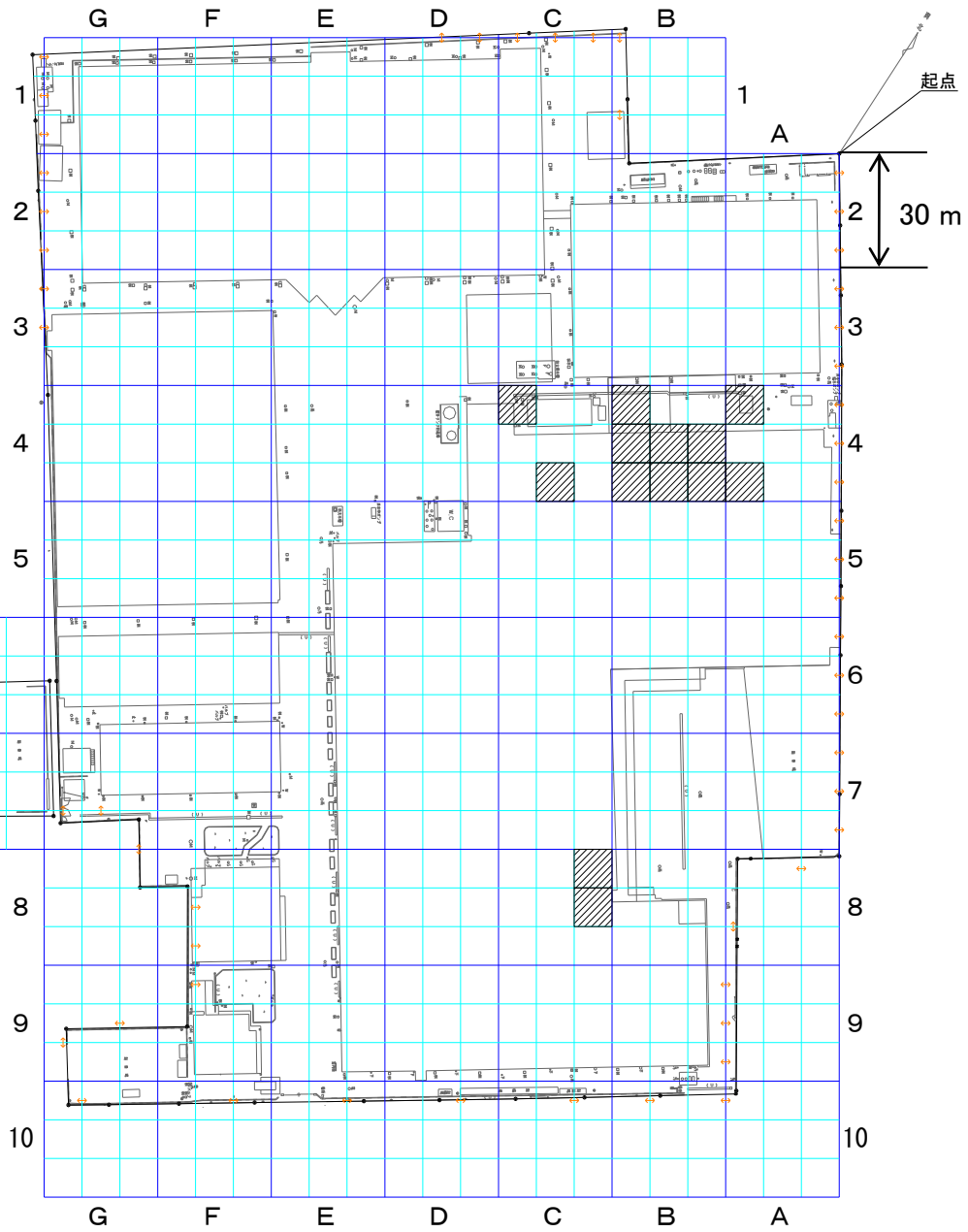
指定区



〈格子の回転角度〉

56°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



# 告 示

埼玉県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン川口

川口市宮町十八ー九

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一万三千七百八十八平方メートル

（変更後）一万七千八百平方メートル

## ハ 変更年月日

平成二十二年十一月九日

## ニ 届出年月日

平成二十二年三月八日

## 二 縦覧期間

平成二十二年三月二十三日から平成二十二年七月二十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年三月二十三日から平成二十二年七月二十三日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業三島地区（中山間地域総合整備事業）の換地計画を平成二十二年三月十五日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十二年三月二十四日から

平成二十二年四月二十一日まで

## 二 縦覧場所

小鹿野町役場

# 告 示

埼玉県告示第四百二十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 作業種別

基本測量（地理識別子整備業務）

## 二 作業期間

平成二十二年三月二十六日から平成二十二年十月二十九日まで

## 三 作業地域

さいたま市、熊谷市、所沢市、狭山市、蕨市、入間市、鳩ヶ谷市、志木市、和光市、新座市、久喜市、三郷市、幸手市、鳩山町

# 告 示

## 埼玉県告示第四百二十六号

平成二十一年埼玉県告示第千二百九十一号で公示した基本測量（基準点現況調査作業）は、平成二十二年二月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第四百二十七号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（三級基準点移転 一点）

三 作業地域

戸田市氷川町一～三丁目地内

四 作業期間

平成二十二年三月二十三日から平成二十二年三月二十九日まで



# 告 示

埼玉県告示第四百三十八号

土地区画整理法昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、  
新座市野火止上北土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第四百二十九号

所沢都市計画事業第二上新井特定土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、当該部分に関し新たに換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第四百四十号

富士見市から富士見都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第四百四十一号

越谷市から越谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十二号

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第二十四条第二項の規定により権現堂公園の指定管理者のうち北葛飾郡栗橋町の名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

久喜市

二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市下早見八十五番地三

三 変更の年月日

平成二十二年三月二十三日

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口 文 平

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 和光志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	朝霞市仲町二丁目一二五〇番一五地先	区 間
八・一二 一〇・三五		敷地の幅員 (メートル)
八五・〇〇		延長 (メートル)
街路整備工事		備考

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平



和光志木線	路線名
朝霞市仲町二丁目一二五〇番一五地先から同市仲町二丁目一二五〇番六地先まで	供用開始の区間
平成二十二年三月二十三日	供用開始の期日
平成二十二年三月二十三日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八五・〇〇メートル	備考

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越新座線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	志木市幸町一丁目三三二五三 番五地先から	区 間
一一・九二 一五・八七	一一・一七 一五・〇六	敷地の幅員 (メートル)
	三一・〇七	延長 (メートル)
よる	街路築造工事に	備 考

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>川越新座線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市幸町一丁目三二五三番五地先から 同市幸町一丁目三三四七番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域の一部供用開始である。 延長三一一・〇メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志木停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	志木市本町五丁目一九九三番 一地先から	区 間
一八・八三 三四・七〇	一五・二八 三四・七〇	敷地の幅員 (メートル)
八・三六		延 長 (メートル)
よる 街路整備工事に		備 考

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平



<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町五丁目一九九三番一地先から 同市本町五丁目一九九三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長八・三六メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>保谷志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町一丁目二四六五番三地从 から 同市本町一丁目二四八八番二地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に 限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域 の一部供用開 始である。 延長二四一 ・七八メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	比企郡小川町大字西古里字沼ノ谷 七〇九番一地先から同郡同町大字 西古里字沼ノ谷七〇九番一地先ま	区 間
一五・三七	一三・二七 一三・二七	敷地の幅員 (メートル)
	四六・五七	延長 (メートル)
	地方道路交付金(交通安全)整備工事 (西古里工区)	備 考

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>地先まで 大字西古里字沼ノ谷七一二番一 五五八番三地先から同郡小川町 比企郡嵐山町大字吉田字三反田</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>ル 三 八〇・〇〇メートル 延長</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長

秋山幸男



<p>花園本庄線</p>	<p>路線名</p>
<p>本庄市東富田字下田一七七番  三地从り同市西富田字九反  田五八八番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月二十三日  午前十一時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長九三六・五メートル</p>	<p>備考  平成十六年三月二日埼玉県告示  第三六二号の供用開始及び平成  十六年四月二日埼玉県告示第六  七一号の区域変更後の未供用部  分の供用開始である。</p>

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十二年三月十八日

指令越建セ第二〇〇一五五一号

### 二 検査済証番号

平成二十二年三月十八日

第四七九―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字廣島四七七七―一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区高曾根八六〇―一

東館 修一

# 告示

埼玉県選管告示第三十三号

坂戸市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
坂戸勤労福祉センター	坂戸市大字石井二二二七番地六	坂戸市長	六〇人

# 告示

埼玉県選管告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、坂戸市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
坂戸市福祉センター	坂戸市大字石井二三二七番地六	坂戸市長	五〇人

# 告 示

埼玉県監査委員告示第四号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

第二十条及び第二十一条中「総務部」を「県民生活部」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県監査委員

告示第一号

埼玉県代表監査委員

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

埼玉県代表監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規

程（平成十六年

埼玉県監査委員

告示第一号）の一部を次のように改正する。

埼玉県代表監査委員

第二条、第四条第二項及び第五条第二項中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

## 附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。